

## 学校給食用物資納入業者指定申請の手引き

本庄上里学校給食組合において学校給食に使用する食材は、本組合が適格と認め指定した業者から購入しています。

令和5・6年度分の食材について納入を希望される方（個人、法人）は、下記要領により指定を受けるための申請をしてください。

### 1. この手引きの対象となる契約

学校給食とは、組合管内公立小学校、中学校における給食をいい、組合管内公立保育園、幼稚園は除きます。

当組合は、本庄市内（児玉地域を除く）小学校8校、中学校3校と上里町内小学校5校、中学校2校の計18校が対象となります。

この手引きにおける契約の対象となるのは、学校給食に関する給食食材のみです。

対象となる給食食材については、次のとおりです。

(1) 一般物資：鶏卵、加工調理品、カット野菜、デザート類\* など

(2) 青果物：にんじん、たまねぎ、じゃがいも、みかん など

(3) 肉：豚肉、鶏肉、ハム、ベーコン等加工肉 など

(4) 米・パン：米、パン\*など

(5) 調味料：醤油、味噌、食塩、砂糖、清酒 など

※学校配送：組合が指定する給食用物資（デザート、果物、麺類、パンなど個別包装指定）については、各学校へ直接配送していただきます。

なお、この業者指定は、当組合の契約における一般的な物品調達に関する契約とは別の手続きとなりますので、給食食材を納入するには原則この登録が必要となります。

ただし、業者指定は常時的な発注を確約するものではございませんので、ご了承願います。

### 2. 指定申請要件

申請をする場合は次の要件すべてを満たすことが必要です。なお、申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合または指定後に当該要件を満たすことができなくなった場合は、指定を取り消すことがあります。

(1) 地方自治法施行令第167条の11第1項で準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に管理者が別に定める書類を提出した者であること。

(3) 本庄市内、上里町内（以下「管内」という。）又はその周辺地域に営業所があること。製造加工を要する食品については、管内又はその周辺地域で製造加工施設があること。ただし、管内又はその周辺地域で製造加工ができず、あるいは必要

数量の困難な食品はこの限りではない。

- (4) 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有していること。
- (5) 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備が完備していること。
- (6) 食品に関する法令の規定が遵守されていること。
- (7) 本組合が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、指定した期日及び時刻に指定の場所に納入できる能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応すること。
- (8) 納税義務が履行されていること。

### 3. 申請方法

申請書及び添付書類は、下記受付場所へ持参により提出してください。内容確認のうえ、書類に不備がなければ申請書を受理します。

- (1) 受付期間 令和5年1月4日(水)～令和5年1月31日(火)  
(ただし、土・日・祝日を除く)
- (2) 受付時間 午前9時～11時半、午後1時～4時
- (3) 受付場所 本庄上里学校給食組合(本庄上里学校給食センター)
- (4) 提出上の注意
  - ・添付の証明書類は、発行後3か月以内とします。
  - ・食品衛生監視票は、検査日が令和4年1月1日以降のものとなります。

### 4. 変更事項の届出

申請時に提出した書類の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに変更届(様式第3号)と変更に係る書類を添えて提出してください。

これは、指定を受ける前だけでなく、指定を受けた後も同様です。

### 5. 提出書類

4ページの一覧表をご覧ください。

### 6. 審査及び指定等

申請書を受理したあとは、当組合において指定の適否を審査します。結果につきましては、審査結果通知書(様式第2号)により通知します。指定した業者とは、学校給食用物資納入に関する基本契約を締結します。

### 7. 業者指定の有効期間

指定の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

## 8. その他

- (1) 申請内容については、教育委員会が実態を調査することがあります。
- (2) 資格審査に関して必要があるときは、提出書類のほかにも資料の提出又は説明を求めることがあります。

本件に関する問い合わせ先

本庄上里学校給食組合（本庄上里学校給食センター）

住 所 〒367-0062

埼玉県本庄市小島南1-8-1

電話番号 0495-24-2621

## 提出書類の一覧表

番号	提出書類	備考	法人 <sup>注1</sup>	個人 <sup>注1</sup>
1	学校給食用物資納入業者指定申請書	様式第1号	○	○
2	商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (法人に限る)	法務局で発行 (写し可)	○	—
3	委任状(代理人を置く場合に限る)	様式自由	△	—
4	身分証明書(個人事業主)	市町村で発行 (写し可)	—	○
5	印鑑証明書	法務局で発行 (写し可)	○	—
		市町村で発行 (写し可)	—	○
6	法人市町村民税納税証明書 <sup>注2</sup>	市町村で発行 (写し可)	△	—
	市町村民税、国保税、固定資産税等の納税証明書 <sup>注3</sup>		—	○
7	法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)	税務署で発行 (写し可)	○	—
	申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2)		—	○
8	食品衛生監視票 <sup>注4</sup>	保健所で発行 (写し可)	△	△

注1 ○：必ず提出

△：該当する場合のみ提出

注2 地方税法第296条で非課税とされる者以外は提出。

注3 本庄市在住者は「市税に滞納のない証明」、その他の市町村在住者は完納証明書等の市(町村)税に滞納がないことを証明する書類があればその書類に代えることができます。

個人事業主の場合は、代表者名義の証明を取得してください。納税義務者が代表者以外の方になっている税目についての証明は提出の必要はありません。

注4 納入しようとする物資が、食品衛生法または都道府県条例により、都道府県知事から許可を得て行う営業の対象となっている場合のみ。

提出書類が不備にならないように

上記一覧表に沿って書類を揃えてください。前回提出時と添付書類が異なる場合もあります。